

若者を蝕むブラックアルバイト

2014年4月度の相談状況

1. 労働相談の概況

1) 相談者数・件数について

「資料1. 2014年4月、相談者数（雇用形態、男女別、業種別）より」

「資料3. 2014年4月、相談件数（雇用形態別・相談項目別）より」

今年4月の相談者数は56人で先月（56人）と同じ人数ですが、前年同月（70人）と比べると減少しています。

相談項目数については、91件、一人あたり1.6件となっており、前年同月（119件）より減少しています。

2) 男女別、雇用形態別相談者数について

「資料1. 2014年4月、相談者数（雇用形態、男女別、業種別）より」

男性33人（58.9%）、女性23人（41.1%）と男性が大きく上回っており、雇用形態別では、社員25人（44.6%）、社員以外28人（50.0%）、不明3人（5.4%）となっています。

社員以外では、パートが10人（17.8%）、契約社員9人（16.0%）、臨時6人（10.7%）、派遣2人（3.6%）、季節1人（1.9%）です。

今回の相談者は非正規労働者数が正規労働者数を若干上回っています。

今月は、男性労働者の相談数が女性労働者を上回っております。

3) 業種別相談者数、相談件数について

「資料2. 2014年4月、相談者数（業種別・相談項目別）より」

「資料3. 2014年4月、相談件数（雇用形態別・相談項目別）より」

業種別相談者は、多業種に分散し、内訳は「小売業・飲食店」9人（16.1%）、「その他サービス業」8人（14.3%）、「ビル管理・警備業」7人（12.5%）、「医療・福祉・医薬品業」6人（10.7%）と続いています。

4) 相談項目（内容）について

「資料3. 2014年4月、相談件数（雇用形態別、相談項目別）より」

主相談項目別相談件数では、「賃金関係」12件、「労働契約関係」12件、「労働時間関係」11件、「退職関係」5件、と続いています。

「賃金関係」のなかで時間外手当の未払いが断トツに多いのが特徴です。

5) 違法率

「資料 4. 2014 年 4 月、違法件数（雇用形態別・相談項目別）より」

相談項目数件中、違法件数 43 件、違反率は 47.3%で、前月より若干増加しております。その実態は、時間外手当の未払い、雇用契約を遵守しないなど違法を知らながらの悪質な違反が目立ちます。

上位項目は「賃金関係」16 件、「労働契約関係」9 件、「労働時間関係」7 件、と続いています。

2. 4 月の雇用情勢

「有給休暇を取らせてもらえない」「残業代がもらえない」「毎日、残業が多くて、心も体も限界」など労働基準法に違反する多くの相談がまいこみます。

社会人の職場での違法に続いて、最近では、学生アルバイトの現場にも「ブラック企業」の影は忍び寄っています。

契約内容と違う過度に責任の重い仕事を押し付けられたり、長時間労働をさせられたりするケースが増えています。

学生の多くは、学費の高騰や親からの仕送りも少なくなり、アルバイトで働いて収入を確保しなければならないのです。

あるコンビニで毎日、深夜労働で働いて、勤続 2 年以上、働いていた学生から当相談センターに相談がはいり「店長に年休を申請したところ、うちの店には年休の制度はないと。」と言われて、年休がとれなかったとのこと。

労働基準法では、6 ヶ月以上、勤務すると年次有給休暇(年休)10 日、さらに勤続年数が増えますと年休日数が増えていきます。

このため相談センターから、店長に法律の主旨を説明したところ、店長は理解し、年休を取得することが出来ました。

以上のケースでは、ここの店長は理解してくれましたが、なかには、アルバイトをやめようとしたら、やめたら約束違反で罰金を科すなどと脅して労働を強要させる悪質な企業も出てきています。

働く学生のほうも、働くルール、労働者の権利の知識がなく、違法状態がわからないままに過酷な労働を強いられているケースも見受けられます。

労働者の権利についての基礎知識を知る必要がありますが、全体には認識が足りません。会社に対する不安、不満、問題が発生したときに一人では解決は難しいことから、あきらめないで、自分のみで判断するのではなく、必ず当労働相談センターに相談しましょう。

以上

【項目別参考資料】

- 資料 1 2014 年 4 月 相談者数（雇用形態・男女別・業種別）
- 資料 2 2014 年 4 月 相談者数（業種別、相談項目別）
- 資料 3 2014 年 4 月 相談件数（雇用形態別、相談項目別）
- 資料 4 2014 年 4 月 違法件数（雇用形態別・相談項目別）